

## ○井原市ひとり親家庭等医療費給付条例

昭和52年9月29日  
条例第36号

## (目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の健康管理の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用の一部を公費で負担する措置を講じ、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) [健康保険法\(大正11年法律第70号\)](#)
  - (2) [船員保険法\(昭和14年法律第73号\)](#)
  - (3) [私立学校教職員共済法\(昭和28年法律第245号\)](#)
  - (4) [国家公務員共済組合法\(昭和33年法律第128号\)](#)
  - (5) [国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)](#)
  - (6) [地方公務員等共済組合法\(昭和37年法律第152号\)](#)
  - (7) [高齢者の医療の確保に関する法律\(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。\)](#)
- 2 この条例において「被保険者等」とは、[健康保険法](#)、[船員保険法](#)及び[国民健康保険法](#)の規定による被保険者、[高齢者医療確保法](#)の規定による後期高齢者医療制度の被保険者、[私立学校教職員共済法](#)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、[国家公務員共済組合法](#)及び[地方公務員等共済組合法](#)の規定による組合員並びに[国民健康保険法](#)及び[高齢者医療確保法](#)以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。
- 3 この条例において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。
- 4 この条例において「配偶者のない者」とは、[母子及び父子並びに寡婦福祉法\(昭和39年法律第129号\)第6条第1項](#)に規定する配偶者のない女子又は[同条第2項](#)に規定する配偶者のない男子をいう。

## (給付対象者)

第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者は、井原市に住所を有する被保険者等で、[別表](#)に掲げるものとする。ただし、[生活保護法\(昭和25年法律第144号\)](#)による保護([中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律\(平成6年法律第30号\)第14条第6項](#)の規定により[生活保護法](#)による保護とみなされる支援給付を含む。)を受けている者を除くものとする。

## (医療費の範囲)

- 第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用([診療報酬の算定方法](#)の例により算定した額。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等(条例を含む。)の規定による公費負担金があるときは、当該付加給付金又は公費負担金に相当する額を控除する。)から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは当該規則で定める額))を控除した額とする。
- 2 前項の被保険者等が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法([第2条第1項第1号](#)から[第6号](#)までに掲げるものに限る。以下この項及び[第9条ただし書](#)において同じ。)の規定により[第6条](#)の受給資格者以外の被保険者等(以下「受給資格者以外の者」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。
- 3 [第1項](#)の規定にかかわらず、市長は規則で定める特別の理由により、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、[同項](#)の適用について一部負担金の全部又は一部を控除しないことができる。

## (受給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格証(以下

「受給資格証」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 **前項**の申請は、ひとり親家庭の親又は父母のない児童若しくはその児童を養育している者(以下「世帯主等」という。)が、これをしなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、**前条**の規定により交付の申請があった場合において、**この条例**による医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、その者(以下「受給資格者」という。)の氏名等を記載した受給資格証を交付するものとする。

- 2 **前項**の受給資格証は、毎年7月1日に更新する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 **前項**の有効期間満了後も引き続き医療費の支給を受けようとする者は、市長に対し、受給資格証の更新申請をしなければならない。

- 4 受給資格証の交付を受けている者は、受給資格証の有効期間が満了したとき又は受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(給付の始期)

第7条 **この条例**による医療費の給付は、**前条**の規定による受給資格証の交付を受けた日以後の療養について行うものとする。

(給付の終期)

第8条 受給資格者に給付する医療費の対象となる療養の終期は、受給資格を喪失した日の前日とする。

(受給資格証の提出)

第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)とともに受給資格証を提出しなければならない。ただし、医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあつては、被保険者証等、高齢受給者証及び受給資格証を提出しなければならない。

(医療費の給付方法)

第10条 医療費の給付は、原則として市長が医療機関等に支払うことによって行うものとする。

- 2 **前項**の規定にかかわらず、規則で定める場合における医療費の給付は、当該被保険者等に支払うことによって行うものとする。

- 3 **前項**に規定する場合であつて、当該被保険者等に支払うことができない場合における医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによって行うものとする。

(譲渡、貸与又は担保の禁止)

第10条の2 受給資格証は、他に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(届出の義務)

第11条 世帯主等は、受給資格者の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があつたとき、受給資格を失つたとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(受給資格証の再交付)

第12条 世帯主等は、受給資格証を破損し、又は亡失したときは、受給資格証の再交付の申請をすることができる。

(損害賠償金との調整)

第13条 市は、医療費の給付事由が第三者の行為によって生じた場合であつて、受給資格者がその疾病又は負傷に関し損害の賠償を受けたときは、その金額の限度において医療費を支給しない。

(医療費の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費の給付を受けたときは、給付した医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第15条 **この条例**に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 **この条例**は、昭和52年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和52年10月1日から昭和52年10月31日までの間に**第5条**の規定による申請をした者が、昭和52年10

月1日以前から引き続き受給資格を有する場合には、[第7条](#)の規定にかかわらず、昭和52年10月1日から受給資格証の交付を受けた日の前日までに係る療養についても医療費の給付を行うものとする。

(医療費の範囲の特例)

3 昭和62年1月1日から同年3月31日までの間において医療保険各法の規定による療養に関する給付の対象となる療養を受けた受給資格者に対する[第4条](#)の適用については、「老人保健法」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律(昭和61年法律第106号)による改正前の老人保健法」とする。

(芳井町及び美星町の編入に伴う経過措置)

4 芳井町及び美星町の編入の日前に、芳井町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(昭和52年芳井町条例第24号)又は美星町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(昭和52年美星町条例第21号)の規定によりなされた申請その他の行為は、[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

(所得の額の算出の特例)

5 [別表](#)中、平成23年分以後の所得税非課税の判定に当たっては、扶養親族のうち、その年の12月31日現在において16歳未満の者がいるときは、1人につき380,000円を控除した額、16歳以上19歳未満の者がいるときは、1人につき250,000円を控除した額をもって算定する。

附 則(昭和54年9月25日条例第29号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月25日条例第53号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年6月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月19日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に旧日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)、旧公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第134号)又は国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和58年法律第82号)の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の規定による療養の給付、療養費の支給、特別療養費の支給又は家族療養費の支給の対象となる療養を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

3 施行日から昭和60年4月30日までの間に、[第1条](#)の規定による改正後の井原市母子家庭医療費給付条例(以下この項において「新条例」という。)第5条の規定により受給資格証の交付の申請をした者が、施行日前から引き続き新条例第3条に規定する受給資格を有する場合には、新条例第7条の規定にかかわらず、施行日から受給資格証の交付を受けた日の前日までに係る療養又は医療についても医療費の給付を行うものとする。

附 則(昭和62年3月17日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の井原市母子家庭医療費給付条例(以下この項において「旧条例」という。)第5条の規定により母子家庭医療費受給資格証の交付申請を行い、又は旧条例第6条の規定により母子家庭医療費受給資格証の交付を受けている者が、施行日から昭和62年6月30日までの間にこの条例による改正後の井原市母子家庭医療費給付条例(以下この項において「新条例」という。)第7条の規定により入院時一部負担金の減額の認定申請を行った場合には、新条例第8条第1項の規定については施行日から適用するものとする。

附 則(平成7年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市母子家庭医療費給付条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成9年9月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市母子家庭医療費給付条例の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則(平成9年12月23日条例第24号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市母子家庭医療費給付条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成9年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の井原市母子家庭医療費給付条例第8条第1項に規定する母子家庭医療費入院時一部負担金の減額の認定を受けていた者は、新条例第8条第1項に規定する入院時一部負担金の減額及び薬剤一部負担金の免除の認定を受けた者とみなす。

附 則(平成10年6月24日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市母子家庭医療費給付条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成13年3月19日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市母子家庭医療費給付条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。ただし、第4条第1項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める改正規定及び同条第3項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める改正規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成13年6月22日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の井原市母子家庭医療費給付条例(第11条を除く。)の規定は、平成13年10月1日以降の診療分から適用し、平成13年9月30日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月11日条例第24号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第15号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月19日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の井原市ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、平成15年10月1日以降の診療分から適用し、平成15年9月30日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月17日条例第32号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成18年9月20日条例第27号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際第1条の条例による改正前の井原市ひとり親家庭等医療費給付条例の規定により現に受給資格証の交付を受けている者のうち、第1条の条例による改正前の井原市ひとり親家庭等医療費給付条例別表第1に定める児童の第1条の条例による改正後の井原市ひとり親家庭等医療費給付条例別表の適用については、平成21年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月17日条例第5号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の条例による改正前の井原市ひとり親家庭等医療費給付条例及び第3条の条例による改正前の井原市心身障害者医療費給付条例の規定により、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の規定による改正前の老人保健法の規定による医療、医療費の支給、保険外併用療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給又は移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

- 2 施行日に、高齢者医療確保法の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療制度の被保険者となった場合については、当該変更に係る井原市ひとり親家庭等医療費給付条例第11条及び井原市中心身障害者医療費給付条例第12条の規定による届出を要しない。

附 則(平成20年6月20日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児等医療費給付条例、井原市ひとり親家庭等医療費給付条例、井原市老人医療費給付条例及び井原市中心身障害者医療費給付条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月25日条例第4号)抄

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用又は施行する。

- (1) 第1条の条例による改正後の井原市ひとり親家庭等医療費給付条例第2条第3項、第2条の条例による改正後の井原市老人医療費給付条例第2条第3項及び第4条の条例による改正後の井原市中心身障害者医療費給付条例第2条第3項 平成20年10月1日

附 則(平成24年3月22日条例第9号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月27日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、平成26年10月1日から適用する。

別表(第3条関係)

<p>(1) ひとり親家庭の親及び児童</p>	<p>18歳未満の者又は次の各号のいずれかに該当する者であって、前年の所得税(1月1日から6月30日までの間に受給資格証の交付申請をする場合にあつては、前々年の所得税)が非課税である者(以下「児童」という。)を監護する配偶者のない者及びその児童。ただし、配偶者のない者が前年の所得税(1月1日から6月30日までの間に受給資格証の交付申請をする場合にあつては、前々年の所得税)を、課せられている場合(災害等により市長が特に必要と認めた場合を除く。)における当該配偶者のない者及びその児童を除く。</p> <p>① 20歳に達する日の属する年度の末日までの間において<a href="#">学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)</a>第1条に定める高等学校に在学する者</p> <p>② 20歳に達する日の属する年度の末日までの間において<a href="#">法第1条</a>に定める高等専門学校に在学する者であつて、入学後修業年数が3年を超えない者</p> <p>③ その他上記に準ずるものとして別に定める者</p>
<p>(2) 父母のない児童及びその児童を養育している配偶者のない者</p>	<p>父母のない児童及びその児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持している配偶者のない者(児童の兄弟にあつては未婚の場合を含む。)。ただし、配偶者のない者が前年の所得税(1月1日から6月30日までの間に受給資格証の交付申請をする場合にあつては前々年の所得税)を課せられている場合(災害等により市長が特に必要と認めた場合を除く。)における当該配偶者のない者を除く。</p>